

神奈川県市町村振興協会事務手続きにおける押印等の見直し方針

(公益財団法人神奈川県市町村振興協会)

1 趣旨

既に県内の市町村では行政手続きにおける押印を廃止し、事務手続きの簡素化、効率化を図るとともに住民の負担を軽減させサービスの向上を図っています。

当協会においても、市町村等の負担が軽減するとともに当協会の事務手続きの迅速化、効率化を図るため、次のとおり押印等の見直し方針を定めます。

2 見直しの方針

(1) 市町村、一部事務組合及び広域連合（これらを構成員とする団体を含む。以下、「市町村等」という。）並びに事業者及び個人から協会に提出する文書への押印・署名

次に該当する文書を除いて、原則として押印・署名を廃止する。

- ① 法令及び当法人定款に押印・署名の根拠があるもの
例) 議事録 等
- ② 権利義務の発生等の効果を有する文書
例) 借用証書、契約書、請書 等

【押印・署名を廃止するものの例】

- ・助成金交付申請書及び報告書
- ・長期（短期）貸付借入金申込書
- ・見積書、請求書

(2) 協会から市町村等並びに事業者及び個人に対して発する文書等への押印・署名

次に該当する文書を除いて、原則として押印・署名を廃止する。

- ① 法令等及び当法人定款に押印・署名が規定されている文書
例) 官公署への提出書類で押印・署名が義務付けられているもの
- ② 権利義務の発生等の効果を有する文書のうち、次に該当するもの
ア 交付金、助成金、貸付金等のうち不利益処分に係るもの
例) 交付金、助成金等の決定取り消し、返還に係る文書
イ 契約書、借用証書、委任状 等

3 文書等の受領及び送付

押印を廃止した文書等については、当該文書中に当該文書を作成した者の職・氏名及び連絡先を明記し、加筆や修正等を避けるためPDFに変換したうえで、Eメールにより送信するとともに、市町村等の相手方から同様の取扱いをした文書の送付をEメールにより受領することができることとする。

4 施行期日 令和5年9月1日